

○人権施策推進審議会 第10期第2回会議における意見について(令和3年度人権に関する県民意識調査関係)

番号	意見の対象	意見の趣旨・論点	意見の概要
1	調査票の作成方法	外国籍県民への配慮方法	<ul style="list-style-type: none"> 調査方法について、ポルトガル語が母語の人、韓国語が母語の人、中国語が母語の人といったように、対象者を個別に抽出し、それぞれに対応した言語の調査票を送るということはおそらくないと思われるので、どのような母語の方であっても分かりやすいように、やさしい日本語で作成した調査票も入れてはどうかと思う。
2	調査票の作成方法	視覚障害者への配慮方法	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象者について、例えば目の不自由な方に調査票が送られる場合があると思うが、点字の調査票の作成は考えているか。
3	調査対象者の属性	調査対象者の性別の取扱について	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象者について、対象者は性別を問わずに年齢だけで無作為抽出されるのか。 回答者の性別の差、男女の比率は出されるのか。
4	質問項目	質問項目の新設 (新型コロナウイルス感染症)	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症への対応については、現在の社会的関心事項として非常に大きな問題であるため、例えば「新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害を聞いたことがありますか」といった質問を入れるかどうかということについて考えてもらいたい。
5	質問項目	質問項目の新設 (関係法令の認知度)	<ul style="list-style-type: none"> 前回の調査の時点では成立していなかったいわゆる人権三法、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、「障害者差別解消法」についても、認知度を調査する必要があるのではないか。